

国立大学法人東京農工大学事務組織規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第3章 所掌事務 (総務課)</p> <p>第29条 総務部総務課(計画評価室及び広報・基金室を除く。)においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 大学の事務全般について、総括し、連絡し、及び調整すること。</p> <p>(2) 大学の管理運営について、調査し、企画し、及び立案すること。</p> <p>(3) 機密に関すること。</p> <p>(4) 儀式その他諸行事に関すること。</p> <p>(5) 役員会、経営協議会及び教育研究評議会に関すること。</p> <p>(6) 学長、理事及び監事に係る秘書事務に関すること。</p> <p>(7) 渉外事務に関すること。</p> <p>(8) 法人登記に関すること。</p> <p>(9) 法人印(会計機関印を除く。)の管守に関すること。</p> <p>(10) 法人文書の発受及び整理保存に関すること並びに法人文書に関する事務を総括すること。</p> <p>(11) 情報公開に関すること。</p> <p>(12) 個人情報の保護に関すること。</p> <p>(13) 調査統計その他諸報告の事務の総括に関すること。</p> <p>(14) 学内規則等(部局等の規程及び細則を除く。)の制定及</p>	<p>本則</p> <p>第3章 所掌事務 (総務課)</p> <p>第29条 総務部総務課(計画評価室及び広報・基金室を除く。)においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(15) (略)</p>	

<p>び改廃に関する事並びに学内規則等に関する事務を総括すること。</p> <p>(15) 大学院、専攻、学部、学科等の設置又は改廃に関する事。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(16)</u> その他他の課等の所掌に属しない事務を処理すること。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(施設整備課)</p> <p>第33条 財務部施設整備課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 施設の整備及び有効活用等に関し、総括し、連絡し、及び調整すること。</p> <p>(2) 施設整備に係る企画及び予算に関する事。</p> <p>(3) 施設の立地条件、環境の整備等に関する事。</p> <p>(4) 建物、工作物、電気、ガス、水道、電話、暖房等施設設備の維持保全に関する事。</p> <p>(5) 施設整備に係る設計、契約、施工監理及び検査に関する事。</p> <p>(6) 施設に関する調査統計及び諸報告に関する事。</p> <p>(7) 工事に關し、国立大学法人東京農工大学会計規則に定める資格認定に関する事。</p> <p><u>(8)</u> 環境安全管理センターに関する事。</p> <p><u>(9)</u> その他施設設備に関する事務を処理すること。</p>	<p><u>(16)</u> 環境安全管理センターに関する事。</p> <p><u>(17)</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(施設整備課)</p> <p>第33条 財務部施設整備課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p>	
---	---	--

附 則 (規程 50 号)

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。